

一億総活躍社会の実現に向けて

障害のある方の活躍と就労支援のあり方についての提言

株式会社 LITALICO

代表取締役社長 長谷川 敦弥

「障害のない社会をつくる」というビジョンを掲げ、障害のある方に向けた就労支援サービスを全国 53 カ所、発達障がいのある子どもを中心とした教育サービスを全国 56 カ所、小中学生にプログラミングを教える IT×ものづくり教室や、子育て中の親に向けたインターネットメディアも展開。幼少期の教育から社会での活躍までワンストップでサポートする独自の仕組みを築いている。従業員数 1,300 人、年間約 3 万人の応募を集める就職人気企業に成長。2016 年 3 月、東証マザーズに上場。企業理念は「世界を変え、社員を幸せに」。

LITALICO のビジョン

▶ 障害のない社会をつくる

幼児教室・学習教室



2011 年、発達障害のお子様向けに開始。その子に合わせた学習／ソーシャルスキルを支援。58 拠点に生徒数 8,000 名が通う。

IT×ものづくり教室



プログラミングやものづくりで子供の個性を伸ばす教室として 2014 年に渋谷でスタート。5 拠点、生徒数 1,000 名。

就労支援サービス



主に精神障害のある方の就職をサポート。ビジネスマナーや PC 講座、企業実習を通して就活をサポート。就職累計 4,000 名。

W WINGLE 就労移行支援事業所（障害福祉サービス）全国 53 ヶ所を運営

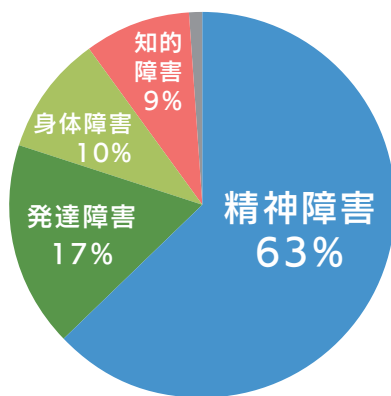


スタイリッシュで通いやすい環境



通所に便利な駅近隣のオフィスビルへの出店

利用者数 1,723 名 / 月平均



W WINGLE

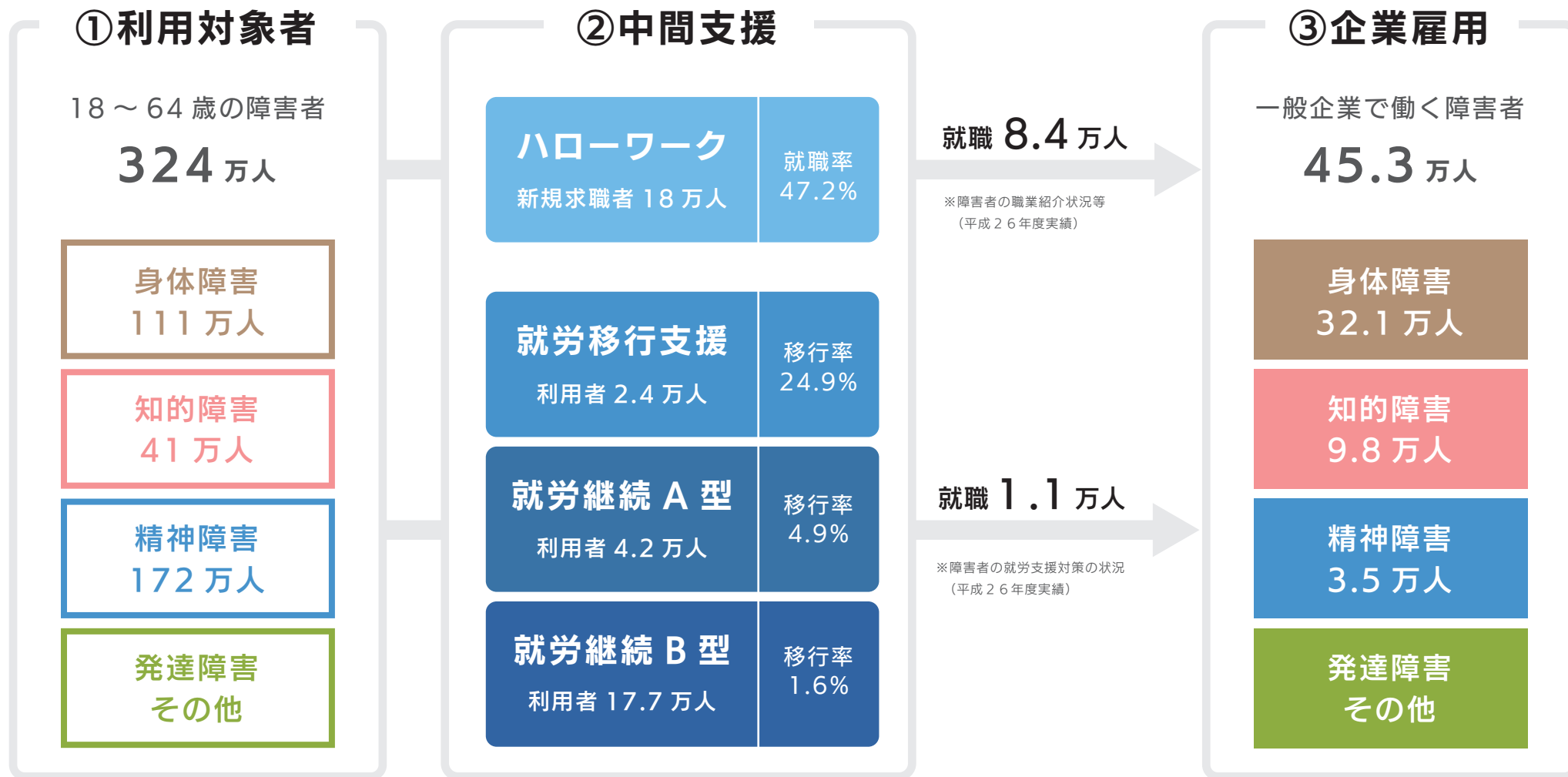
- ・ 駅近隣ビルへの出店
- ・ オフィスワーク向け訓練
- ・ 工賃なしで就活を優先
- ・ 多様な実習先

就職者数 864 名 / 年

移行率 50.1%

職場定着率 86.3%

就職先 1,000 社以上



※平成27年版 障害者白書より

※平成27年障害者雇用状況の集計結果

概要

「就労を希望する障害者」で就労支援サービスを必要としているにもかかわらず、「自治体ごとの解釈のばらつき」や「制度の壁」によってサービスを利用できずにいる方が多く存在している。「利用の年齢制限の緩和」と「利用対象者の判断基準の全国共有化」を実現することで、就労支援サービスを必要としている全ての障害者がサービスを利用できる状態を目指す。

※障害福祉サービスの利用対象者の定義：就労を希望する方であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識および技術の習得もしくは就労先の紹介その他の支援が必要な18歳以上65歳未満の障害者

現状の問題点

「就労を希望する障害者」であるが、就労支援サービスを利用できてない方が多く存在

- ・障害のある高校生（18歳の年齢制限）
- ・障害のある専門学生・大学生（自治体による）
- ・障害のある児童養護施設生徒（18歳の年齢制限）
- ・障害のある生活困窮者（交通費が払えない）
- ・休職中の障害者（自治体による）
- ・障害のある高齢者（65歳の年齢制限）

解決策

①年齢制限の緩和

- ・就労を希望する高校生、児童養護施設生徒を対象に含めるために利用開始年齢18歳を16歳に引き下げる
- ・就労を希望する高齢者も対象にするために利用年齢制限を65歳から75歳までに引き上げる

②交通費助成

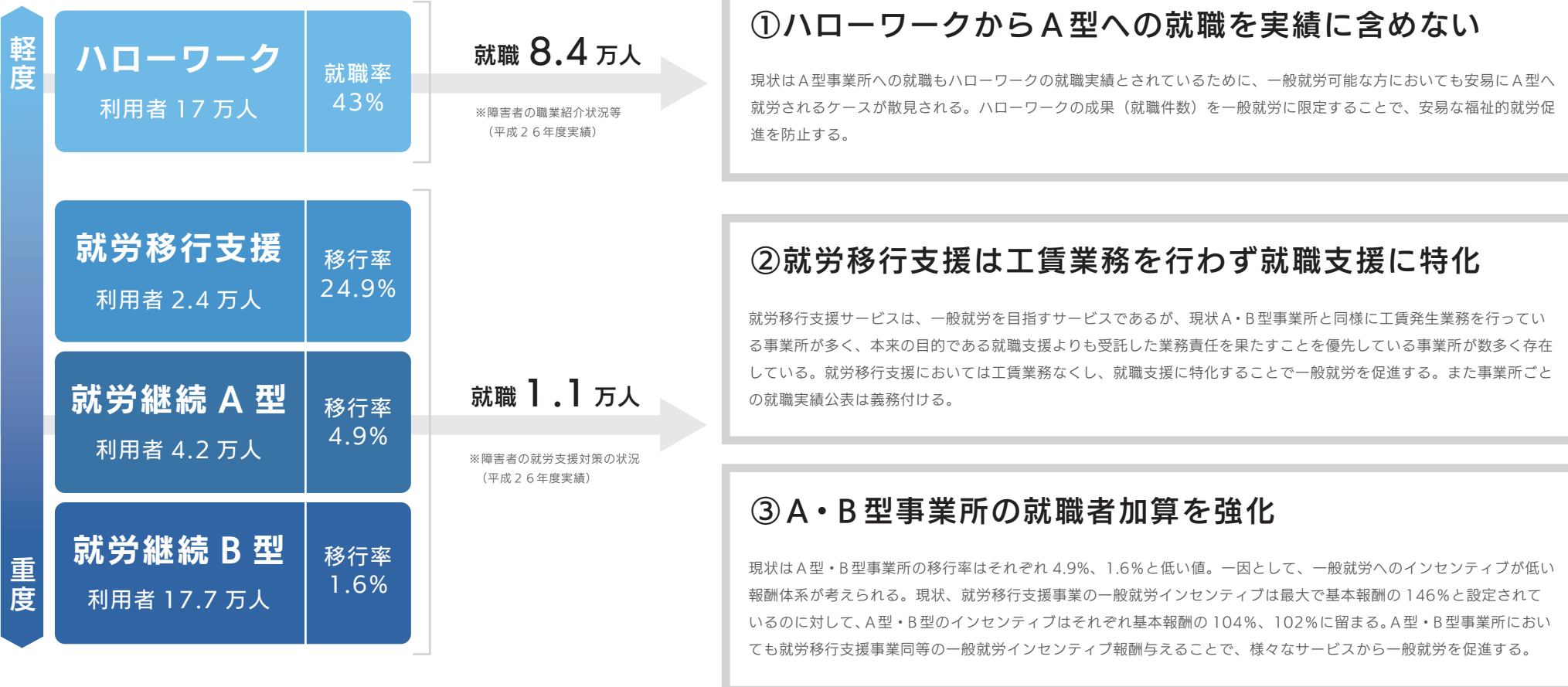
生活困窮者への交通費助成を全国一律で行い、定期的な通所を支援する。

③自治体への通知

現状、「休職中の障害者」「障害のある専門・大学生」「10時間以下のパート労働者」のサービス利用は自治体ごとに判断のばらつきがあるため、原則として就労支援サービスの利用対象者に含めることを厚生労働省から自治体に通知する。

概要

2003年に就労移行支援事業が開始されて以来、障害者の一般就労は随分と促進されるようになってきたが、現状の問題点として、能力的には一般就労が可能の方が福祉的就労（A・B型事業所）に留まっているケースが未だ数多くみられる。就労移行支援事業に限らず、制度全体として一般就労をさらに強化するために、「A・B型事業所からも一般就労を促進するインセンティブの強化」、ハローワークから安易なA型事業所の紹介を減らすために「A型への就職をハローワークの就職実績に含めない」ことを提案する。



概要

現在の障害者雇用促進法において、20 時間未満の短時間労働者は雇用率にカウントされない制度になっているため、短時間でしか働けない重度障害者などの就労が促進されづらい状況にある。また現状の統計をみると「重度の精神障害者」「高齢の障害者」は相対的に雇用が促進されづらい状況にある。働くことを希望するすべての障害者の雇用のために「20 時間未満の短時間労働者を雇用率にカウントする」「重度精神障害者と高齢障害者の雇用はダブルカウント制を適用する」を実現する。

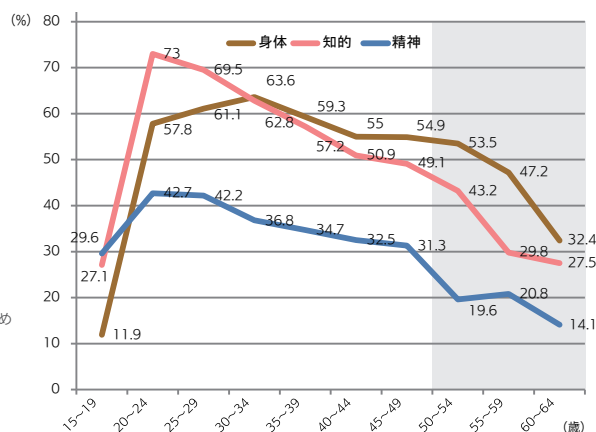
現状の問題点

- 1) 障害がある求職者の 14.8% が週 20 時間未満の労働を希望しているが、現状は雇用率にカウントされないため短時間労働が促進されづらい。例えば重度身体障害者の方の中にはリハビリや健康面の時間的制約があり、短時間でしか働けない方が多く存在している。
- 2) 重度の精神障害者の雇用が促進されづらい。
精神保健福祉手帳の 2 級の方の就労率 1.8%、3 級 6.9% と比較して精神保健福祉手帳 1 級（重度）の方の就労率は 0.35% にとどまる。（就労率 = 就労数 / 手帳取得者数）
- 3) 図表①のとおり、障害者の年齢層別就業率が 50 歳以上で大きく下降しており障害と年齢が就労に向けて 2 重の壁となっている。

【図表①】

障害者の
年齢層別
就業率

※障害者の就業実態把握のための調査（平成 23 年度）



改善の方向性

- 提案① 20 時間未満の短時間労働者も雇用率にカウントする
- 提案② 重度（1 級）の精神障害者にもダブルカウント制を適用
- 提案③ 50 歳以上の障害者もダブルカウント制を適用

障害者雇用数のカウント方法

現行の制度

週所定労働時間	30 時間以上	20 時間以上	20 時間未満
身体障害者	1	0.5	
（重度）	2	1	
知的障害者	1	0.5	
（重度）	2	1	
精神障害者	1	0.5	
（重度）	1	0.5	

改正案

週所定労働時間	30 時間以上	20 時間以上	10 時間以上	5 時間以上
障害種別問わず	1	0.5	0.25	0.125
（重度）	2	1	0.5	0.25
50 歳以上	2	1	0.5	0.25

参考資料

「教育に関するご提案」

就労支援施策と同様に、幼い時期からの教育も大切であり、障害のある子供たちを早期発見し、早期に支援を充実させることが非常に効果的であると考えております。参考までに教育に関する政策提言を記載しました。

学校教育における障害児支援

①異なる能力を持つ子供に「特別の教育課程」

現在、明確に障害のある子供や日本語に通じない子供などには特別の教育課程が認められているが「障害の診断は出ていないが、不登校や学業不振など明らかに教育上困難を抱えている子供」「天才・異才など特異な才能をもつことで教育上困難を抱えている子供」についても、これらの「特別の教育課程」の枠組みを活用しその指導体制の確立・充実を図る。

10%程見込まれる教育上に何かしらの困難さがある子供

- ・ギフテッドなどの特異な才能を持つ子供
- ・発達障害の可能性のある子供 6.5%
- ・何かしらの理由で学業不振

特別の教育課程

義務教育で育むべき資質は公教育として共有しつつ、例えば、理数・芸術・プログラミングなどの多様な教育プログラムや認知特性や心理特性を踏まえた学びやコミュニケーションの確立のための指導など特別の教育課程を活用して柔軟に実施。

【実現に向けての施策】

- ①特別なニーズを持つ児童の判断基準を明確化・共有
- ②個別指導計画（学びのカルテ）作成の制度化
- ③特別支援教育コーディネーターの専任化

- ④積極的に取り組む市区町村教育委員会を「1億総活躍コミュニティ」などと認定する

※各項詳細は提案詳細1-1、1-2に記載

【具体的政策について】

①特別なニーズを持つ児童の判断基準を明確化・共有する

- ・ 10%程度見込まれるの特別なニーズを持つ子供の早期発見のための判断基準を明確化し、教員、保護者と共有する。
- ・ 判断は障害の有無ではなく学習における困難さがあるかどうかを基準にする。
- ・ 判断基準、発見のためのチェックリスト作成。
- ・ また就学前に特別なニーズを持つ子供を早期発見するために就学前健診の項目を見直し、特別な教育的手立ての方針を明確にした上で進学する仕組みとする。

○特異な才能を持つ子供の判断基準とチェックリスト

(判断基準)

- ・ 非常に高いIQ
- ・ 特定の学術分野において高い潜在能力をもつ子供
- ・ 優れた記憶力（サヴァン症候群等）をもつ子供
- ・ 高い言語能力、論理性、数学的能力、芸術性などを持つ子供

(チェックリスト例)

- ・ 1,2学年上の学習内容を習得するなど明らかに高い能力を持つ子供
- ・ 限らない知識欲があり博識である、特定分野への偏った興味がある
- ・ 並外れた集中力を持つ子供
- ・ 大人びた言葉使い、大人と話すのを好む、話すスピードが速い
- ・ 一人での活動を好み、友達とのトラブルなど多い

(判断方法)

- ・ チェックリストを活用し、担任教員や保護者の気づきを元に学校ごとの特別支援コーディネーターと連携をとって判断する

○学習の困難さを持つ子供の判断基準

(判断基準)

- ・ 不登校や著しく学業不振になっている子供
- ・ ディスレクシアなど学習障害などの困難さを有する子供
- ・ ものごとの理解力や集中力に困難さがある子供
- ・ 知覚過敏、意欲低下、情緒不安定な子供

(判断方法)

- ・ 単元ごとの理解度テストにおいて平均値から有意に低い点数の子供を中心に発達障害チェックリストなどを活用して発見に努める
- ・ 担任教員や保護者の気づきを元に学校ごとの特別支援コーディネーターと連携をとって判断する

【具体的政策について】

②個別指導計画（学びのカルテ）作成の制度化

- ・ 特別なニーズをもつ子供に多様な学びが連続的なものとするための個別的教育支援計画指導計画等（学びのカルテ）作成を義務化
年に1度、専門家や家族を交えて計画を策定、半年に1度はケース会議を開催する。
- ・ 幼少期からの学びのカルテ、支援記録を進学の際に必ず引き継げる仕組みを導入する。（個人カルテ制度）
- ・ 学習指導要領にも個別指導計画策定の義務化や特性に合わせた指導方法の記述を追加する。

③②の実現のための体制整備

- ・ 多様な子供達の「特別の教育課程」を実施するための体制を臨機応変に整えられるようにする
専門人材の活用が重要になるため教職員の充実だけでなく、教員免許のない外部人材や外部機関の活用を積極的に推進する
- ・ 学校の特別支援教育全体をスーパーバイズする役割を担う特別支援コーディネーターは各学校に1人専任化する。
- ・ ICT活用して効率的な個別教育を支援
教員の負荷軽減のため、ICTを積極的に活用する。将来的には、子供のアセスメントの結果を入力することで簡易に指導計画の策定や個別プログラムがレコメンドされるシステムを構築・導入する。

④積極的に取り組む市区町村教育委員会を「1億総活躍コミュニティ」などと認定する

- ・ 市区町村教育委員会などの学校の設置者が積極的に取り組む施策を講じる。
設置者として、福祉部局や大学、NPOや民間企業等と連携しながら、多様な教育プログラムを展開しているかどうかを積極的に情報発信し、
政府は、積極的な市区町村を、「すべての子供達を伸ばす、子育てフレンドリーな街」「一人ひとりの子供の力を伸ばす、一億総活躍コミュニティ」などと認定し後押しする。

学校教育における障害児支援

②幼稚園・高等学校における特別支援教育の強化

小中学校は特別支援教育の実現体制が整ってきているが幼稚園や特に高等学校においては通常学校において特別支援教育の体制が整備されていない。個別の指導計画策定の実施率は小学校 92.5%、中学校 83.7%に対して幼稚園では 47.3%、高等学校では 27.2%と極端に低い状況。



特別なニーズのある幼児を早期発見・早期支援することが最も効果が高い。

特別なニーズがある幼児の判断基準に1歳半検診・3歳児検診を活用。早期発見・早期支援ができる特別支援教育の仕組みを整備。

特別支援学級の設置推進・通級による指導の制度化。就労支援コーディネーターなどの体制整備。

※その他項目は提案詳細2に記載

【具体的政策について】

○幼稚園における特別支援教育の強化

①特別なニーズがある幼児の判断基準に1歳半検診・3歳児検診を活用

幼児期においては1歳半検診・3歳児検診結果が特別なニーズがある幼児の早期発見の仕組みとして機能しているため健診結果を活用して特別なニーズがある幼児の早期発見・早期支援ができる仕組みを整備

②個別指導計画（学びのカルテ）作成の制度化

多様な学びが子供達にとって連続的なものとするための個別の教育支援計画指導計画等（学びのカルテ）作成を義務化
また幼稚園学習指導要領にも個別指導計画策定の義務化や特性に合わせた指導方法の記述を追加する

③特別支援実現体制の整備

幼稚園でも同様に一人特別支援コーディネーターを専任化を推進

④幼稚園外のリソースの積極的活用の支援

医療機関や学校外の療育施設等との連携を推進する

⑤教員に対する特別支援教育研修の実施

幼稚園においては特別支援に対する教員の理解が不足しているため特別支援についての研修を推進する

○高等学校における特別支援教育の強化

①特別支援学級の設置推進・通級による指導の制度化

地域の実情をふまえて自治体ごとに特別支援学級設置を推進、通級による指導も制度化する

②個別指導計画（学びのカルテ）作成の制度化

多様な学びが子供達にとって連続的なものとするための個別の教育支援計画指導計画等（学びのカルテ）作成を義務化
また高等学校学習指導要領にも個別指導計画策定の義務化や特性に合わせた指導方法の記述を追加する

③教職員定数の配置など実現体制の整備

- ・特別支援コーディネーターや就職にむけて個別の支援を行う就労支援コーディネーターを配置を推進する
- ・特に対象生徒が多い定時制・通信制（定時制 14.1%、通信制 15.7%）は支援体制を強化

④教員に対する特別支援教育研修の実施

高等学校においては特別支援に対する教員の理解が不足しているため特別支援についての研修を推進する

③訪問型療育とペアレントトレーニング事業の創設

問題点

通所できないことによる
療育機会の不足

現状、児童福祉法における発達障害児への療育は児童発達支援事業と放課後等デイサービスという通所型のタイプに限られており、結果として親御様への通所負担が大きく、比較的生活にゆとりがありお子様と外出が可能なご家族しか療育を受けられていない。また通所可能な家庭においても療育を受ける総時間数は十分とはいえず、効果を得るために必要な療育時間数をいかに確保するかが重要な課題である。

※1999年、ニューヨーク州保健省が発行した自閉症幼児のための診断・治療ガイドラインでは週20時間以上の1対1のABA療育がほとんど唯一の改善効果を実証されている方法として推奨
※現状、通所型療育サービスであるLeafの平均顧客利用頻度は週2～3時間である

解決策

- ① 訪問型療育を可能にする
新しい事業形態を創設する
- ② ペアレントトレーニングを
サービスとして認める
- ③ 児童発達支援事業及び放課後等デイ
サービスを総合型と専門型で
タイプ分けし専門性の向上をはかる

現状、児童発達支援事業の中に家庭連携を支援する家庭連携加算という仕組みはあるが、単価も低すぎるかつ利用上限も月2回となっているため本格的活用が困難である。介護医療分野での訪問看護サービスなどを参考に、「訪問型療育事業」を新たな事業形態として設置する。

※訪問看護での1時間の報酬は12000円に対して、児童福祉法の家庭連携は1時間3000円。

現状の児童福祉法ではサービス提供対象が児童に限られているが、保護者へのサービス提供も一部認める制度にすることで、事業所が保護者に教育的サービスを提供し、保護者自身が児童へのサービス提供者となることで家庭での療育機会確保につなげる。例えば、ペアレントトレーニングを受けた保護者には家庭で療育計画を立て、計画通りに療育実践する責任を課す仕組みなどを検討したい。

現状は肢体不自由児向けも聴覚障害児向けも発達障害児向けも一律に同じ設置基準・報酬体系になっているが、総合型は総合型で残しつつ、専門型の事業形態を用意することでサービスごとの専門性向上につなげる。
例) 発達障害児向けは1対1の療育効果が高いため、個別療育を加算する報酬制度
児童発達管理責任者の要件に専資格保有者（ST、OT、特別支援学校教諭）を含める等